二(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
札幌市中央区北一条東一丁目二番五から同市中央区北一条東七丁目一〇番二四まで	前	二〇・〇〇～三四・〇〇メートル	二五・〇〇～三六・二〇キロメートル
	後	二〇・〇〇～三四・〇〇メートル	〇〇・八四四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

三(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十九号、二百四十号及び二百四十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道網走郡大空町女満別眺湖台一丁目六九番一から同町女満別公園六丁目九四番二まで	前	二三・九九～三〇・三七メートル	二四・五九～三〇・三七キロメートル
	後	二三・九九～三〇・三七メートル	〇〇・二二七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

四(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二十八号及び二百八十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北斗市茂辺地一丁目一八八番二から同市茂辺地一丁目二三番一まで	前	一四・六四～一五・九九メートル	一四・九九～二〇・五五キロメートル
	後	一四・六四～一五・九九メートル	〇〇・二三五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

五(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
札幌市中央区南八条西一〇丁目一二七七番二〇から同市中央区南一条西一〇丁目一二六三番六まで	前	二三・六四～三六・〇八メートル	二五・〇〇～四二・一四キロメートル
	後	二三・六四～三六・〇八メートル	〇〇・三七一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

六(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
石狩市浜益区送毛二四〇番六から同市浜益区送毛二四〇番七まで	前	四七・〇六～八一・三二メートル	五二・〇九～八一・三二キロメートル
	後	四七・〇六～八一・三二メートル	〇〇・一〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

七(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十一号及び四百五十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
石狩市浜益区浜益二六六番一八から同市浜益区浜益一二三番一まで	前	二四・六九～四七・九八メートル	〇〇・二四三キロメートル
	後	二四・六九～五〇・〇八メートル	〇〇・二四三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

八(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道網走郡大空町東藻琴明生三七四番五から同町東藻琴明生五二五番一まで	前	二二・一二～四五・四三メートル	〇〇・九七九キロメートル
	後	二三・九九～五〇・五九メートル	〇〇・九七九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○沖縄総合事務局告示第二十一号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条の規定に基づき、昭和六十年建設省告示第千八百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

昭和六十年建設省告示第千八百五十九号の一部を次のように改正する。

一の2の(二)の(イ)中「午前八時三十分」を「午前八時」、「午後八時」を「午後七時三十分」に改め、一の2の(二)の(ロ)中「午前八時三十分」を「午前八時」、「午後九時」を「午後八時三十分」に改め、一の2の(二)の(ハ)中「午前八時三十分」を「午前八時」、「午後七時」を「午後六時三十分」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

官庁報告

官庁事項

水防活動用洪水予報及び警報の開始について

山形県知事と水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定により、洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報を次のとおり実施します。

平成二十二年三月三十日

気象庁長官　櫻井　邦雄

一　水防活動用洪水予報及び警報を行う河川、当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点並びに担当官署及び共同実施機関

水系名	河川名	区間	基準地点	担当官署及び共同実施機関
最上川水系	丹生川	上流端　左岸　山形県尾花沢市大字上柳渡戸地内母袋橋	行沢、岩ヶ袋	山形地方気象台
		上流端　右岸　山形県尾花沢市大字母袋地内母袋橋		山形県村山総合支庁北村山河川砂防課
		下流端　山形県北村山郡大石田町大字岩ヶ袋丹生川鉄道橋		

二　開始期日　公示の日から